

## 統計改革推進会議最終取りまとめ（平成 29 年 5 月統計改革推進会議）（抜粋）

## 3. ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進

## (1) 各種データを用いた統計的分析の推進

## ① 各種データの利活用推進のための統計関係法制の見直し

I C Tの発展に伴うデータ処理・分析能力の高度化や、客観的な証拠に基づく政策立案・学術研究の必要性の高まりなどに対応し、統計及び統計マイクロデータの更なる利活用とともに、新たに行政記録情報や地方自治体・民間が保有する各種データの積極的な利活用も統計システムに組み込んで、統計等データを始めとする各種データを有機的・効果的に利活用した統計的分析などを積極的に促進する。このため、現行の統計関係法制について、総合的に見直しを行い、次期通常国会に必要な法案を提出する。

(中略)

## (2) 社会全体における統計等データの利活用の促進

## ① 統計等データの整備等にユーザーのニーズを反映する仕組み

## ② 統計等データの利活用の基盤の整備

統計等データのインベントリ（目録）や安全な利活用体制、個別統計相互間の比較と統合型活用を可能とする関連情報の提供を含めた利活用に適した形での統計等データの管理・提供、ユーザーのデータ・リテラシーの向上など、各種基盤の整備を推進する。

このため、総務省は、以下の取組を行うこととし、その具体的な内容等について検討し、年内に結論を得る。

E B P M推進統括官は、これらの取組も活用しながら統計等データの提供を推進するとともに、E B P M推進委員会が必要に応じ意見提示等を行う。

- ・ 現在、官学連携により整備を進めている統計調査の調査票情報の利活用のためのオンサイト施設について、統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報も当該施設で利活用を可能とすることや、当該施設における利用を法的に位置付けることについて検討し、その整備を推進
- ・ 一般の人が利用できる匿名データについて、必要な法制面、技術面から検討し、提供を開始。その際、提供の早期化、手続の簡素化も検討

(以下略)